

令和4年度第6回総合計画等推進市民委員会 議事録

日 時 令和4年9月26日(月)14時00分～16時30分
場 所 八戸市庁本館4階 会議室A
出席委員 7名 丹羽浩正 委員長、川本菜穂子 副委員長、田名部雄一 委員、
田頭順子 委員、町田直子 委員、山内文子 委員、吉田富三夫 委員
事務局 中村 総合政策部長、安原 総合政策部次長兼政策推進課長、森林 参事、
大堀 主査、村井 主査

【1. 開会】

○司会：

本日は、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。ただいまから「令和4年度第6回八戸市総合計画等推進市民委員会」を開催いたします。

本日の会議でございますが、委員10名中7名に御出席いただいておりますので、「八戸市総合計画等推進市民委員会規則」第5条第2項により、会議が成立することを報告いたします。

それでは、資料の確認をしていただいて、本日の議事に入りたいと存じます。本日の会議資料は、事前に配付いたしました、次第、出席者名簿、席図、資料1「令和4年度第7次八戸市総合計画意見書(案)」、資料2「市長任期1年目政策公約評価書(案)」でございます。なお、資料1につきましては、事前にお送りしたのから、若干の修正がありますので、本日あらためてお配りしております。また、お手元に第7次八戸市総合計画の冊子等を御用意しております。資料の過不足等がございましたら、事務局まで申し付けください。

【2. 委員長挨拶】

それでは、開会にあたりまして、丹羽委員長から御挨拶をお願いします。

≪ 丹羽委員長挨拶 ≫

ありがとうございました。ここから、議事に入りますので、丹羽委員長よろしく願いいたします。

【3. 審議案件(1) 令和4年度第7次八戸市総合計画意見書の取りまとめについて】

◎委員長：

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。本日は午後4時頃の終了

を予定しておりますので、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは審議案件に入りたいと思います。本日の審議案件は「(1) 令和4年度第7次八戸市総合計画意見書の取りまとめについて」と「(2) 市長任期1年目政策公約評価書の取りまとめについて」です。

まず、令和4年度第7次八戸市総合計画意見書の取りまとめの審議を行いたいと思います。事務局の説明に基づき、意見書(案)の内容を確認していきたいと思いますが、意見書の記載内容の修正については、この場で協議して決めていきたいと思いますので、御発言の際には、意見書をどのように修正するかを、具体的に御提案いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、意見書(案)の内容について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

それでは、第7次八戸市総合計画意見書の内容を御説明いたします。資料1を御準備ください。意見書は、委員会において第7次総合計画の取組状況について審議いただいた際に、委員の皆様から出された意見等を事務局で整理したもので、本日、案として御提示しております。事前にお送りした資料から若干の修正がありましたので、本日配付した資料にて御説明させていただきます。修正箇所は1ページ目と2ページ目にそれぞれ1か所ずつございますので、当該ページの御説明の際に修正内容についても御説明させていただきます。

それでは、表紙を1枚おめくりいただいて、目次を御覧いただきたいと思います。

まず、意見書の構成は、「Ⅰ はじめに」、「Ⅱ 6つの政策に対する総括意見」、「Ⅲ 個別の施策に対する意見」、「Ⅳ 参考」の4部構成となっております。

「Ⅰ はじめに」につきましては、委員会における審議と意見書の取りまとめについて、簡単に記述しております。

「Ⅱ 6つの政策に対する総括意見」につきましては、意見書の2ページから4ページにかけて総括意見と政策ごとの意見を掲載しております。こちらの内容は5ページ以降に掲載しております。「Ⅲ 個別の施策に対する意見」の内容をまとめたものでございます。

次に「Ⅲ 個別の施策に対する意見」につきましては、第7次総合計画の取組状況について審議いただいた際に、委員の皆様から出された意見等を施策ごとに事務局で整理したものでございます。

続いて「Ⅳ 参考」につきましては、第7次総合計画の政策体系と令和4年市民アンケート調査結果を抜粋したもの、委員名簿、審議経過を掲載しております。

この意見書につきましては、委員会が八戸市に対して提出する意見をまとめたものとなりますので、それぞれの意見につきまして、委員会の意見として盛り込んでよいか、表現はそのままよいかという観点から、御判断をいただければと思います。

それでは、意見書の記載内容につきまして御説明いたします。

1ページを御覧ください。内容の説明の前に、ページの左側に表示している数字でご

ございますが、これは本文の行数を表示しているものでございます。本日の審議の際に確認しやすいように表示しているものでございまして、正式な意見書では非表示といたします。

それでは、「Ⅰ はじめに」から御説明してまいります。3行目から18行目にかけて、第7次総合計画の簡単な説明と6つの政策について記載しております。次に、19行目から24行目にかけて、委員会での審議と意見書の取りまとめについて記載しております。こちらのページにつきましては、事前にお送りしていた資料から修正がございまして、修正箇所は19行目の後半から20行目にかけて、若干文章を変更しております。修正がありましたので、確認のため、19行目から24行目まで読み上げたいと思います。「本委員会では、第7次八戸市総合計画の着実な推進を図るため、展開する全610事業の実施状況、施策ごとに設定された進行管理指標や市民アンケート調査の結果をもとに、6つの政策に位置付けられた55施策の進捗状況の審議を行い、今後重点的に取り組むべき事項について、本意見書に取りまとめた。本委員会の意見が、市勢の更なる発展に向けた市政運営の一助となることを期待する。」と記載しております。

続きまして、2ページから4ページにかけて「Ⅱ 6つの政策に対する総括意見」を記載しておりますが、こちらの内容は5ページ以降に記載している「Ⅲ 個別の施策に対する意見」の内容をまとめたものになっておりますので、まず、政策ごとに、「Ⅲ 個別の施策に対する意見」の内容を御確認いただいたのち、政策の意見を確認していただきたいと思っております。

では、5ページを御覧ください。「Ⅲ 個別の施策に対する意見」の内容を御説明いたします。こちらは、第7次総合計画の取組状況について審議いただいた際に、委員の皆様から出された意見を施策ごとに事務局で整理したものでございます。また、審議当日に欠席された委員から提出いただいた意見も掲載しております。

それでは、政策1から順に御説明いたします。政策1【「ひと」を育む】については、No.1から6まで6件の意見を掲載してございます。

まず、No.1でございしますが、「妊娠・出産・子育て支援の充実」の施策について、子育て支援として医療費や給食費の無償化、学童保育支援の充実、育児休暇がとりやすい労働環境の充実に関する意見を記載しております。

次に、No.2は子育て政策を積極的に推進している他市町村と同様に子育て支援に取り組むことに関する意見を記載しております。

次に、No.3は、子育てに関するアンケート結果の情報共有による子育て支援ニーズの的確な把握に関する意見を記載しております。

続きまして、No.4でございしますが、「社会教育の充実」の施策について、社会教育の拠点となる地区公民館の計画的な保全及び長寿命化に関する意見を記載しております。

続きまして、No.5でございしますが、「スポーツの振興」の施策について、市民が年齢と体力に合ったスポーツ活動や観戦を楽しむための施設整備や運営に関する意見を記載しております。

次に、No.6は、競技人口が少ないスポーツでも利用者が楽しめるような施設の整備や

道具の配備に関する意見を記載しております。

以上が政策 1 の個別施策に対する意見でございます。これらの意見を踏まえまして、政策 1 の意見をまとめたものを 3 ページに記載しておりますので、3 ページを御覧ください。1 行目から 13 行目にかけて、政策 1 に対する意見を掲載しておりますので、読み上げます。「子育て支援について、人口増加を目指すため、高校生までの医療費無償化や小・中学校の給食費の無償化、学童保育の充実、父母ともに育児休暇がとりやすい労働環境の充実といった思い切った支援策に取り組むとともに、その推進に当たっては、関係部署間で情報共有を図り、ニーズを的確に把握する必要がある。地区公民館は、市民に生涯学習の機会を提供する身近な社会教育の拠点であることから、市民がより良い環境で生涯学習に取り組めるよう、老朽化が目立つ施設の計画的な保全及び長寿命化に着手に取り組む必要がある。スポーツの振興は、若年層の体力向上はもとより高齢者の健康寿命を延ばすうえでも重要であることから、市民が年齢と体力に合ったスポーツ活動や観戦を楽しめるよう、地域において利用しやすいスポーツ施設の整備や運営に取り組む必要がある。また、競技人口が少ないスポーツでも利用者が楽しめるような施設の整備や道具の配備に配慮する必要がある。」と記載しております。政策 1 については以上となります。

続きまして、政策 2 について御説明いたしますので、6 ページを御覧ください。

政策 2【「経済」を回す】については、No.7 から 13 まで 7 件の意見を掲載してございます。

まず、No.7 でございますが、「農林業の振興」の施策について、農業の担い手確保のための定年直後のシニア世代の就農支援に関する意見を記載しております。

次に、No.8 は「商業の振興」の施策について、商店街づくりを担う人材の育成支援の強化に関する意見を記載しております。

次に、No.9 は、「中小企業・小規模事業者の振興」の施策について、地域企業の持続的成長のための支援施策に関する意見を記載しております。

次に、No.10 は、付加価値の向上やウイズコロナなど新しい時代に対応するための施策に関する意見を記載しております。

次に、No.11 は、地元の中小企業・小規模事業者の振興に関する意見を記載しております。

次に、No.12 は、統計データに基づいた施策の検討に関する意見を記載しております。

次に、No.13 は、「創業環境の充実」の施策について、創業支援体制、相談体制の強化に関する意見を記載しております。

以上が政策 2 の個別施策に対する意見でございます。これらの意見を踏まえまして、政策 2 の意見をまとめたものを 3 ページに記載しておりますので、3 ページを御覧ください。15 行目から 27 行目にかけて、政策 2 に対する意見を掲載しておりますので、読み上げます。「農業の担い手確保を図るため、比較的体力があり、時間に余裕がある定年直後のシニア世代の就農支援に取り組む必要がある。商業の振興のため、商店街づくりを担う人材の育成を支援する取組を強化する必要がある。地域の中小企業・小規模事

業者の持続的成長のため、八戸市における経済動向を把握しながら、商品やサービスの価値向上を支援する施策や取り巻く環境の変化に対応するための施策を数多く打ち出す必要がある。また、施策の検討にあたっては、八戸市における中小企業・小規模事業者の事業者数や雇用者数、付加価値額の統計データを把握し、データに基づいた検討を行う必要がある。創業者が増え、事業が軌道に乗ることで、地域経済の活力に繋がるものと考えられることから、創業支援体制や相談体制を強化する必要がある。」と記載しております。政策 2 については以上となります。

続きまして、政策 3 について御説明いたしますので、7 ページを御覧ください。

政策 3【「暮らし」を守る】については、No.14 から 20 まで 7 件の意見を掲載しております。

まず、No.14 でございますが、「衛生的な生活環境の保全」の施策について、さらなる高齢化社会の進行を視野に入れたごみの収集方法に関する意見を記載しております。

次に、No.15 は不法投棄を未然に防ぐ対策に関する意見を記載しております。

次に、No.16 は、「自然環境の保全」の施策について、自然環境の利活用の検討に関する意見を記載しております。

次に、No.17 は、国立公園における建築物等の制限緩和措置の検討に関する意見を記載しております。

次に、No.18 は、「地域防災の充実」の施策について、各地域での災害ボランティアセンターの運営訓練に関する意見を記載しております。

次に、No.19 は、災害ボランティアの基礎的な知識を得る機会を増やすことに関する意見を記載しております。

次に、No.20 は、「地域医療の充実」の施策について、地域医療の満足度がとても高いことを八戸市の魅力として全国に発信することに関する意見を記載しております。

以上が政策 3 の個別施策に対する意見でございます。これらの意見を踏まえまして、政策 3 の意見をまとめたものを 3 ページに記載しておりますので、3 ページを御覧ください。29 行目から 40 行目にかけて、政策 3 に対する意見を掲載しておりますので、読み上げます。「さらなる高齢化社会の進行を視野に入れ、身近な場所での分別収集や粗大ごみの回収など、ごみの収集方法について、先を見据えた検討をすることが重要である。また、不法投棄対策は発生原因を考え、未然に防ぐ対策を講じる必要がある。自然環境の保全是図られているが、今後はトレイルなどを PR し、自然環境の利活用についても検討する必要がある。また、国立公園に指定されている種差海岸の利活用を進めるため、建築物等の制限緩和措置について検討する必要がある。地域防災力の向上のため、市内各地域で災害ボランティアセンターの運営訓練を行うとともに、誰もが災害ボランティアとして活動できるよう基礎的な知識を得る機会の充実を図る必要がある。地域医療の満足度がとても高いことは八戸市の魅力であることから、全国に発信する必要がある。」と記載しております。政策 3 については以上となります。

続きまして、政策 4 について御説明いたしますので、8 ページを御覧ください。

政策 4【「ともに生きる社会」をつくる】については、1 件の意見を掲載してございま

す。

No.21 でございますが、「市民活動の促進」の施策について、市民活動サポートセンターについて施設の利便性の向上と中心市街地への移転の検討に関する意見を記載しております。

政策 4 の個別施策に対する意見は以上となります。個別施策への意見を踏まえまして、政策 4 の意見をまとめたものを 4 ページに記載しておりますので、4 ページを御覧ください。1 行目から 4 行目にかけて、政策 4 に対する意見を掲載しておりますが、個別意見が 1 件でしたので同内容となっております。「更なる市民活動の促進に向けて、市民活動サポートセンターの利便性向上を図る必要がある。その際、中心市街地活性化の観点から中心市街地への移転も視野に検討する必要がある。」と記載しております。政策 4 については以上となります。

続きまして、政策 5 について御説明いたしますので、9 ページを御覧ください。

政策 5【「まち」を形づくる】については、No.22 から 25 まで 4 件の意見を掲載してございます。

まず、No.22 でございますが、「良好な市街地の形成」の施策について、歩道の整備や質の向上に関する意見を記載しております。

次に、No.23 はスクールゾーンや主要道路に面した空き家について優先的に特定空き家として対策を進めることに関する意見を記載しております。

次に、No.24 は、「上下水道等の整備」の施策について、私有地への水道管の布設についての検討に関する意見を記載しております。

次に、No.25 は、「地域公共交通の維持」の施策について、持続可能な地域公共交通網の形成に向けた施策の強化に関する意見を記載しております。

以上が政策 5 の個別施策に対する意見でございます。これらの意見を踏まえまして、政策 5 の意見をまとめたものを 4 ページに記載しておりますので、4 ページを御覧ください。6 行目から 14 行目にかけて、政策 5 に対する意見を掲載しておりますので、読み上げます。「歩道について、幅が十分に確保されていない、路面の凹凸が激しいなど、歩行空間の改善が必要な場所があり、中でも多くの市民が往来する市街地や子どもが利用するスクールゾーンの歩道の整備や質の向上に優先的に取り組む必要がある。スクールゾーンや主要道路に面した空き家は、景観上の問題以上に倒壊した場合に、子どもや通行車両に大きな被害をもたらす恐れがあることから、優先的に特定空き家として対策を進める必要がある。人口減少や高齢化が進むなか、高齢者や学生といった交通弱者の移動手段を確保するため、持続可能な地域公共交通網の形成に向けた施策を強化する必要がある。」と記載しております。政策 5 については以上となります。

続きまして、政策 6 について御説明いたしますので、10 ページを御覧ください。

政策 6【「八戸らしさ」を活かす】については、No.26 から 33 まで 8 件の意見を掲載してございます。

まず、No.26 でございますが、「八戸ブランドの確立」の施策について、観光振興の点からエリアブランディングを検討することに関する意見を記載しております。

次に、No.27 は、「史跡・名勝・文化財の保存・整備・活用」の施策について、個人所有の有形文化財建築の継承・活用の支援に関する意見を記載しております。

次に、No.28 は、「観光地域づくりの推進」の施策について、名勝種差海岸のPRの強化に関する意見を記載しております。

次に、No.29 は、市が観光振興の方針を定め、VISITはちのへと連携して取り組むことに関する意見を記載しております。

次に、No.30 は、観光地域づくりを進めている観光事業者との情報共有の強化に関する意見を記載しております。

次に、No.31 は、一年を通して、えんぶりや三社大祭などのお祭りを体験できる施設の整備に関する意見を記載しております。

次に、No.32 は、八戸三社大祭ならではの特徴のPRに関する意見を記載しております。

次に、No.33 は、「国際交流の促進」の施策について、中学生のオンラインでの海外との交流施策に関する意見を記載しております。

以上が政策 6 の個別施策に対する意見でございます。これらの意見を踏まえまして、政策 6 の意見をまとめたものを 4 ページに記載しておりますので、4 ページを御覧ください。16 行目から 29 行目にかけて、政策 6 に対する意見を掲載しておりますので、読み上げます。「八戸ブランドの確立について、物産だけではなく、観光振興の観点から八戸地域の認知度を上げるため、エリアブランディングを検討する必要がある。文化財の保存・整備・活用について、個人所有の有形文化財建築の継承や活用を支援する必要がある。観光プロモーションについて、市が観光振興の方針を定め、VISITはちのへと連携して取り組むとともに、施策の推進に当たっては観光地域づくりを進めている観光事業者との情報共有を強化する必要がある。名勝種差海岸の全国的な認知度が低いと思われるのでPRを強化する必要がある。通年で八戸三社大祭や八戸えんぶりの魅力に触れることができる施設を整備するとともに、地域で山車を製作する八戸三社大祭ならではの特徴を、もっとPRする必要がある。国際交流については、感染症の流行により、これまで取り組んできた中学生の交流が難しいことから、オンラインで交流する施策を増やす必要がある。」と記載しております。政策 6 については以上となります。

長くなりましたが、以上が第 7 次総合計画の取組状況について審議いただいた際に、委員の皆様から出された意見と、審議当日に欠席された委員から提出いただいた意見をとりまとめたものでございまして、これを踏まえまして、2 ページに総括意見をまとめておりますので、2 ページを御覧ください。

2 ページの総括意見でございますが、こちらのページにつきましては、事前にお送りしていた資料から修正がございまして、修正箇所は 15 行目の最初から 16 行目にかけて、若干文章を修正しております。それでは、総括意見を確認いただくため、読み上げます。「国では令和 4 年 6 月 7 日に閣議決定した『経済財政運営と改革の基本方針 2022』において、課題解決と経済成長を同時に実現しながら、経済社会の構造の変化に対してより強靱で持続可能なものに変革する『新しい資本主義』を掲げ、成長と分配をともに高める『人への投資』を始め、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップハ

の投資、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資を柱とする重点投資分野を示し、官と民が協力して課題解決と経済成長を同時に実現するとしている。このような中、市では、第7次八戸市総合計画において「ひと・産業・文化が輝く北の創造都市」を将来都市像に掲げ、「ひと」を育む、「経済」を回す、「暮らし」を守る、「ともに生きる社会」をつくる、「まち」を形づくる、「八戸らしさ」を活かす、の6つの政策のもと55の施策を展開し、今年度から同計画による取組を開始したところである。計画に基づく取組は始まったばかりではあるが、市では全ての施策に着手しているとともに、既に事業成果も見え始めているものもあることから、計画に基づく取組が順調に開始されていることを評価するものである。引き続き、施策に関連する事業の推進により、各施策で掲げる目指す姿の実現に向け着実に取り組んでいただきたい。同計画では、グリーン化やデジタル化、SDGsなど第6次までの総合計画には無かった項目が新たに登場している。これらは国の動向を踏まえ計画に登載されたものであり、先述した国の方針を的確に捉えるとともに、国の支援策も有効に活用しながら、経済、社会、環境のバランスの取れたグリーン社会の実現や、市民の利便性向上に資するデジタル社会の形成に向けた取組を着実に推進していただきたい。また、同計画の施策に対する市民の満足度や認知度を把握するために、今年6月に市が実施した市民アンケート調査の結果では、満足度が低い施策の多くは認知度も低い傾向が見られた。このことは、市の取組内容が、市民に十分に伝わっていないことが要因の一つであると考えられることから、施策の推進に当たっては事業内容の充実はもとより、積極的かつ効果的な周知に取り組むことで各施策の満足度と認知度の向上につなげていただきたい。さらに、昨今の不安定な国際情勢による物価高騰や、基幹産業である水産業における水揚量の激減、中心市街地の賑わいの低下など、喫緊の重要課題が様々な分野において顕在化してきていることから、同計画に基づいて市が策定するまちづくりの戦略において、重点的に取り組む事業として位置付けることで、課題解決に向けて戦略的に取り組んでいただきたい。市においては、第7次八戸市総合計画で掲げる将来都市像の実現に向けて、当委員会が取りまとめた意見を基に、同計画を着実に推進していただくことを強く期待する。なお、6つの政策において特に重点的に取り組むべき内容は次のとおりである。」と記載しておりまして、次のページの政策ごとの意見につながる文章としております。

説明は以上となりますが、冒頭にも申し上げましたとおり、この意見書につきましては、委員会が八戸市に対して提出する意見をまとめたものとなりますので、それぞれの意見につきまして、委員会の意見として盛り込んでよいか、表現はそのままよいかという観点から、御判断をいただければと思います。また、修正が必要と判断される場合には、どのように修正するか具体的に御提案いただき、この場で協議いただきますよう、お願いいたします。事務局からの説明は以上です。

◎委員長：

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について何か御意見・御質問はご

ざいませんか。

○A委員：

1ページの「I はじめに」の6行目について、新型コロナウイルス感染症の流行が市民生活や地域経済に影響を与えているという表現があるのですが、現在はさらに原油高、原料高で物価が上がってきており、いずれも市民生活や企業経営に非常に影響を与えておりますので、そういった文言も付け加えたほうがいいのではないかと思います。2ページの30行目に、昨今の不安定な国際情勢による物価高騰という表現がありますので、同様に「I はじめに」にも追記して、新型コロナウイルスと物価高騰が市民生活や企業経営に影響を与えている状況について記載したほうがいいのではと思います。

○事務局：

それでは、A委員から御発言のあった文言を追加したいと思います。

○B委員：

審議の進め方について確認ですが、全体的に確認するのか、ページごと、政策ごとに区切って審議するのか、どのように審議を進められるのでしょうか。

○事務局：

事務局としては、先ほど全体を御説明いたしましたので、全体の中でお気付きの点を御指摘いただき、修正が必要な場合には具体的にこういった形で修正するかといったところをお示しいただければと思います。

○C委員：

1つ目は、3ページ16行目の農業の担い手確保に関する文章について、余裕がある定年直後のシニア世代の就農支援に取り組む必要があるという記載があるのですが、現在農業に取り組んでいる若手の経営者の育成も加えたほうがいいと思います。

あと1点は、5ページの2のところで、「他市町村と同様に取り組む必要がある」と書いてあるのですが、同様という表現だと八戸市が取り組んでいないようにとれるので、「他市町村を参考にしながら取り組む必要がある」のほうがよいのではと思います。

○A委員：

農業の担い手確保について3ページに追記すると、6ページの個別施策に対する意見の内容にも影響してくるということでしょうか。

○事務局：

事務局から補足させていただきます。この意見書案は委員会で出された意見をまとめたもので、まだ決定事項ではないので文章を変えることができます。これまでのおさらいと覚えてもらってもいいかもしれません。これまでの委員会で出された意見を5ページ以降に掲載しており、それをまとめたものを3ページに記載しておりますので、5ページのほうで、例えば意見が足りなかったので追加すべきだということが委員会で決定

されるのであれば、またここに新たな意見として加わるという作業になります。

これが決定ということではなくて、これからどうしていったらいいかということをお話しただければ議論が進むのではと思っております。

○D委員：

それでは、6 ページ 7 番目に「若手就労者を支援するとともに」という言葉を入れたらどうでしょうか。

○C委員：

よいと思います。農業の振興のためには若手の人を育てる必要があると思いましたが、その文言があればよろしいと思います。

○B委員：

第7次八戸市総合計画の86 ページでは「今後は、農業に参加しやすい環境づくりや担い手育成を推進するとともに、時代のニーズに合わせた農作物への転換や」と記載がありますが、それを踏まえたうえでの意見と考えてよいのでしょうか。

○E委員：

まとめなので、D委員の御意見で十分伝わるのではないかと思うので、よいのではないですか。

◎委員長：

いかがでしょうか。

« 「よろしいと思います」の声 »

○事務局：

先ほどの5 ページの2 の部分はいかがでしょう。

○C委員：

はい、やはり「他市町村と同様に取り組む必要がある」よりも、「他市町村を参考にしながら取り組む必要がある」のほうが、よりやりやすくなると思います。

◎委員長：

いかがでしょうか。

« 「よろしいと思います」の声 »

○B委員：

5 ページ「1. 社会教育の充実」の意見の内容ですが、地区公民館は地区ごとの社会教育の拠点というだけではなく、避難施設でもあるということを付け加えたいです。だから早く直す必要があると思います。浸水などで避難する場合、皆さん公民館に避難しているようですので。でも、ここは社会教育の施策なので、どうなのかなという部分もある

ので皆さんの御意見をお聞きしたいです。

○A委員：

政策 3「暮らしを守る」のほうに意見として付け加えるという方法もあるかと思えます。

○B委員：

その方がよいと思います。

◎委員長：

それでは、政策 3 に付け加えるということでいかがでしょうか。

« 「よろしいと思います」の声 »

○事務局：

それでは、追加する文章の案を事務局で作成した上で、委員長・副委員長と相談して決める形で進めてさせていただきます。

○F委員：

7 ページの 17 番について、「国立公園に指定されている種差海岸の利活用を進めるため、建築物等の制限緩和措置について検討する必要がある」と記載されているのですが、利活用を進めるために建築物等の制限を緩和するのであれば、これをしないと利活用が進められないのかなというニュアンスに感じてしまうので、「利活用を進めるとともに」とか、「建築物の制限緩和措置についても検討する」とか、ここは別の表現をしたほうがよいと思います。

○事務局：

ここは「自然環境の保全」の施策ですので、例えば、「種差海岸の利活用を進めるとともに、自然環境を保護した上で、建築物等の制限緩和措置について検討する必要がある」ではいかがでしょうか。

○F委員：

そのような感じがよいと思います。

○B委員：

7 ページの 15 番に不法投棄について、「起きる理由や原因を考え、未然に防ぐ対策を講じる必要がある」と記載されているのですが、いくら看板を立てても防げないと思います。うちはテレビが 17 台捨てられていたことがあります。それを捨てられたほうが片付けなければならないのです。未然に防ぐ対策なんてあるのでしょうか。それを考えなければならない職員の方も大変だと思います。一生懸命広報にも載せて周知もやるだけやっているように思います。どうしたら市民意識が高まるのでしょうか。

○事務局：

さまざまな御意見があると思いますので、市はそれを受け止めまして、方法論は市の方で考えるべきことになります。お気遣いいただき、ありがとうございます。

○B委員：

いくらSDGsと言われても、意識を高めるのはなかなか難しいと思います。

○F委員：

でも、難しいからこそ、ここで考えましょうということですよ。

◎委員長：

そうですね、おっしゃるとおりだと思います。おそらく全国のどこかの都市では成功事例があるかもしれないですよ。調査する必要があるのではないのでしょうか。

○事務局：

不法投棄対策は1つの特効薬があるものではなく、今おっしゃられたように市民のモラルや問題意識、粗大ゴミを簡単に処分出来るような仕組み、それを知らせる周知の方法など様々なことをこれから検討していかなければならないものだと思いますし、それらは市の方で考えていくべきものかと思います。

○C委員：

4ページの28行目ですが、国際交流について、おそらく姉妹都市のことをおっしゃっているのかなと思うのですが、もしそうであれば具体的に都市名を記載してもよいのではと思います。フェデラルウェイ市と中国の蘭州市ですよ。具体的に記載されていた方が市民の方が見たときに分かりやすいと思います。

○F委員：

これに連動して、個別施策の意見が10ページの33番に記載されているのですが、特にこちらは分かりにくいと思いますので、どういった交流をもとに言っているのか明確にした方が理解しやすいかなと私も思います。10ページの33番だけ見ると、中学生だけが国際交流することが難しい、というようにも見えかねないので、今までやってきた交流を具体的に記載した方が分かりやすいと思います。

○C委員：

国際交流として、ALTやCIRの方が地域ごとに、おそらく中学校単位で1人配置されていると思うのですが、そういった方たちと一緒に地域づくりができないかなと思っています。ALTやCIRの方を中学校単位に1人配置していることは八戸市の特色だと思いますし、昔と比べてすごく充実していると思います。

○F委員：

ここはもう1つの観点として、在住している外国人講師もしくはALTやCIRと各地域の方との交流による地域づくりを推進する必要があるというような内容で、新たに1個加えればよいということですよ。

○事務局：

それでは、在住している地域の外国人の方やALTとの交流により国際交流をさらに深めるといったニュアンスですね。

◎委員長：

他にいかがでしょうか。

○A委員：

6 ページの 11 番は私の意見ですが、地元の中小企業・小規模事業者が地域でかなり貢献しているということを言いたかったものです。その思いを 3 ページの 20 行目のところにも入れたいと思っていまして、例えば、地域の雇用を担うとか地域のコミュニティを支えている中小企業・小規模事業者の持続的な成長とか、地域での位置づけをもう少し打ち出してもらいたいなという思いがあります。

前々回も言ったのですが、青森県のデータを見ると雇用の 8 割を中小企業が支えていて、たぶん八戸も同じくらいだと思います。また、地元の企業は、雇用を支えるだけでなく、地域のコミュニティを支えている面もあるということ強く打ち出したいです。中小企業や地元の企業の支援をしっかりとやって欲しいという内容の文章にしたいと思っています。

◎委員長：

それでは、そのような文章を付け加えるということでいかがでしょうか。

« 「よろしいと思います」の声 »

○F委員：

6 ページの商業の振興のところですが、施策の方向性が「販路・消費を拡大する」、施策が「商業の振興」で、ここの意見として「商店街づくりを担う人材の育成を支援する」とあるのですが、意見がこれ 1 個だけなのが気になります。本当は販路・消費を拡大する、商業の振興をするというのであれば、商店街づくりだけではなく、各業種のプロモーションや、ネットワーク会議など他の商業の取組にすることが必要だと思うのですが、それを何と言えればいいのかなと思っています。うまい言葉が見つからないのですが。

○E委員：

販路と消費を拡大するということに対しては、人材育成だけじゃないですからね。商業イベントであるとかマッチングであるとか、もうちょっと幅広いと思います。

○F委員：

異業種間交流によるプロモーションで販路拡大するとか、そういう意味合いのなにかがあったほうがよいとは思いますが。

○A委員：

商業振興の施策について、役割分担や施策の内容を見ると、商店街づくりについて書

かれていますので、販路拡大については切り離して、別枠で意見を記載するのがよいのではないかと思います。

○事務局：

今の話を聞くと、「販路・消費を拡大する」の施策の1が「商業振興」なのですが、4に「販路開拓の促進」という施策がありますので、その項目を一つ増やして、例えば、海外販路の拡大に加え国内向けの販路拡大事業を強化するというようなことを足せると思います。または、さらなる強化とかそのような表現でまとめることもできると思います。

○F委員：

そうですね。これは「1. 商業の振興」のところで出た意見だからこのようになっているのですね。「4. 販路開拓の推進」の意見が出ていなかったからですね。

○事務局：

市が実施している事業としては海外販路の拡大がメインで、国内に関してはVISITはちのへが物産関係の事業を担っていますので、その部分も含めたうえでもう少し強化が必要という御意見もあるのであれば、そういった表現で記載するのは可能です。

○F委員：

そのようなものを何か追加できればと思います。今お聞きして、VISITはちのへが国内向けに実施しているとのことなのですが、VISITはちのへがやっている物産振興と、商業という目線からの販路拡大というのは、ちょっと違う気がしますので、そういう意味では、今おっしゃったようなさらなる強化とかそのようなものを追加できればよいと思います。

◎委員長：

それでは、そのような文章を付け加えるということではいかがでしょうか。

« 「よろしいと思います」の声 »

○C委員：

6ページですが、「1. 農林業の振興」の意見が記載されていますが、畜産業や水産業も担い手を確保する必要があると思いますので、バランスをとるためにも畜産業、水産業についての意見も追加したほうがよいと思います。

○E委員：

ここには、これまでの審議の中で意見が出た施策だけが載っているとすると、私は個人的には経済のところは多くあっていいと思いますので、畜産と水産も追加できればよいのではないかと思います。

○事務局：

本日お示ししている意見書の案は、これまでの委員会の中で出た意見を整理したのになりますので、ここで委員の皆様が追加したほうがよいという意見があれば追加いたします。総合計画を進めるに当たって成果が出ている施策もありますので、全ての施策に対して意見が必要ということではなく、改善をしていったほうがよいとか、もう一工夫ほしいとか、そういったものをできれば具体的に御指摘いただければと思います。

○A委員：

担い手の確保は、農林業、畜産業、水産業の3つの分野で共通していることだと思いますので、もし追加するのであれば、3分野について担い手確保支援をしてほしいという表現ではどうでしょうか。

○事務局：

それでは、7番の意見に加えて、農林・畜産・水産業において担い手確保に更なる施策の強化が必要であるという意見を加えて、二本立てにするのがよろしいかもしれません。

◎委員長：

大変わかりやすいです。

○B委員：

9ページの24番ですが、私有地への水道管の布設についても柔軟に検討する必要があるというのは意味がわかりません。私有地については所有者の考えがあって、水道管を布設するためには、所有者が負担しますよね。

○事務局：

発言された委員の御意見としては、私道の先にある家で井戸を使っており、ご自身では水道の布設が難しいということに対して、対応したほうがよいという御意見でした。

○B委員：

それでは「私道」と入れたほうがよいと思います。どういうことか分からなかったが、やっと分かりました。

○事務局：

これは委員会の時にG委員から出された意見で、その際は「私道」と発言されていたのですが、我々の方で私有地という表現にしていたので、委員の意見のとおり「私道」に戻すということではいかがでしょうか。

○B委員：

その方がよろしいと思います。

○B委員：

8ページの市民活動のサポートセンターの移転について、中心市街地への移転となると、駐車料金が気になります。

○D委員：

私が出した意見ですが、それはもう十分承知のうえで、駐車場に関しては移転をすることが決まってから検討してもいいのかという気がしています。

○B委員：

中心市街地活性化の観点からと記載されていますが、現在の場所が遠いということでしょうか。

○D委員：

利用している方々から、バスでも行ける中心市街地がいいという意見があったので、私もそれに賛同しました。車がない方もいますので、車に限らず交通の便がよいので中心市街地がよいのではないかと思います。

○B委員：

私は市民活動サポートセンターを利用していないから分からないのですが、印刷や製本の機械を利用する人の駐車時間が長くなると思います。それを考えると中心市街地と入れなくてもよいのではと思います。

○D委員：

発表の場であるとかそういうのも含めて、中心市街地にあるといいねという意見があったので、出したものです。利用者の皆さんは、発表の場もほしがっています。

○B委員：

それははっちではだめなのですか。

○D委員：

はっちは結構混んでいるので、思うように時間が取れないことがあるので。

○B委員：

では、新たに建物を作るということでしょうか。

○D委員：

中心市街地にあればということなので、空いているビルなども使えると思います。駐車料金の問題はありますが、それは運用の話ですのでその先の議論になると思います。

○B委員：

分かりました。

◎委員長：

他に御意見・御質問はございませんか。

ないようですので、以上で令和4年度第7次八戸市総合計画意見書の取りまとめの審議を終わります。

【4. 審議案件（2）市長任期1年目政策公約評価書の取りまとめについて】

◎委員長：

続いて、市長任期1年目政策公約評価書の取りまとめについての審議を行います。

事務局の説明に基づき、評価書（案）の内容を確認していきたいと思いますが、評価書の記載内容の修正については、この場で協議して決めていきたいと思いますが、御発言の際には、評価書をどのように修正するかを、具体的に御提案いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、審議については、3回に区切って行いたいと思います。まずは、評価書（案）の目次に記載しております「Ⅰ 評価書の作成に当たって」という部分について審議します。次に、順番は前後しますが、「Ⅱ 市長就任1年目の政策公約取組状況に関する評価」の、「2. 44の重点施策の個別評価及び意見」という部分、最後に「1. 総括評価」という部分を審議したいと思います。

それでは、まず、「Ⅰ 評価書の作成に当たって」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

それでは、「Ⅰ 評価書の作成に当たって」について御説明いたします。まず、詳細説明に入る前に、評価書の概要について簡単に説明します。評価書は、前回の委員会において委員の皆様にご決定いただいた政策公約の評価結果や、出された御意見を事務局で整理したもので、本日、案として御提示しております。

表紙を1枚おめくりいただき、目次を御覧いただきたいと思います。まず、評価書の構成は、「Ⅰ 評価書の作成に当たって」、「Ⅱ 市長就任1年目の政策公約取組状況に関する評価」、「Ⅲ 参考」の3部構成です。「Ⅰ 評価書の作成に当たって」につきましては、「1. はじめに」として、市長就任1年目の状況、委員会における評価の考え方や評価の実施内容などについて記述しております。次に「2. 政策公約の概要」につきましては、政策公約の体系図と重点施策の全文を記載しております。次に「3. 評価の方法」につきましては、政策公約の評価方法について記載しています。

「Ⅱ 市長就任1年目の政策公約取組状況に関する評価」につきましては、「1. 総括評価」として、任期1年目の政策公約の取組状況について、委員会としての総合的・定性的な評価を記載しています。次に「2. 44の重点施策の個別評価及び意見」につきましては、前回の委員会で決定した各重点施策の評価結果や委員の皆様から出された各施策に対する御意見、対応事業の名称等について記載しています。

「Ⅲ 参考」につきましては、委員名簿、審議経過を掲載しております。

なお、「Ⅰ 評価書の作成に当たって」と「Ⅱ 市長就任1年目の政策公約取組状況に関する評価」につきましては、この後それぞれ御説明し、委員の皆様にご確認いただき、御意見をうかがいたいと考えております。

記載内容について、前回の審議結果が正しく反映されているか、委員会の意見として盛り込んでよいか、表現はそのままよいかといった観点から、御判断をいただければ

と思います。

それでは、「I 評価書の作成に当たって」について説明します。1 ページを御覧ください。内容の説明の前に、ページの左側に表示している数字ですが、これは本文の行数を表示しているものでございます。本日の審議の中で確認しやすいように表示しているもので、正式な評価書では非表示といたします。

それでは、「1. はじめに」から御説明してまいります。2 行目から 6 行目の二つの段落では、市長の就任以来、新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題として取り組みながら、同時に他の重点施策を推進する厳しい市政運営であったことを記載しております。

次に、7 行目から 12 行目の 2 つの段落では、政策公約の概要と、公約実現に向けて、市民との対話を重視しているという特徴的な方針を記載しています。

続いて、13 行目から 15 行目にかけては、公約に対応する事業として、市において 101 の事業を未来共創推進戦略 2022 に位置付け、重点的に取り組んでいることを記載しています。

続いて、16 行目から 22 行目の 2 つの段落では、委員会において、市民に公約の達成状況を分かりやすく提示し、政策公約が着実に推進されるようとの観点で、政策公約の取組状況を毎年度評価し市長に提出すること、また、市長任期 1 年目の今回は、委員会において、政策公約の評価方法を決定し、市長就任から約 8 か月間の取組状況を調査・審議し、総合的かつ定性的な評価を実施したことを記載しております。

最後の 23 行目から 24 行目にかけては、本評価書の提出を通じて、市勢の発展や市民福祉の向上につながることを期待する、と結んでおります。

2 ページを御覧ください。こちらでは、政策公約の概要説明と政策公約の体系図、9 つの施策名を記載しています。

3 ページを御覧ください。ここから 7 ページにかけては、9 つの政策と 44 の重点施策について、その全文を記載しております。こちらについては前回の委員会でも説明しておりますので、各政策の説明は省略させていただきます。

8 ページを御覧ください。ここでは評価の方法について記載しています。こちらも、前回の委員会においてお示しした内容と、基本的には同じ内容が記載されていますが、今回は評価書ということですので、市民が見て分かりやすい文章となるように、という観点から、文章を若干調整しております。

また、7 行目の真ん中に「政策公約 (9 つの政策及び 44 の重点施策)」と記載しています。これは、達成度と進捗度による評価を行うのは 9 つの政策と 44 の重点施策に対してであることを分かりやすく、明確に表現したものです。最終的な総括評価については、達成度と進捗度による評価を踏まえ、社会情勢や市の現状を加味しつつ、総合的かつ定性的な評価を実施するもので、評価方法の考え方に変更はございません。

以上で、「I 評価書の作成に当たって」の内容についての説明を終わります。

◎委員長：

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、何か御意見・御質

問はございませんか。よろしいでしょうか。ないようですので、以上で「Ⅰ 評価書の作成に当たって」についての審議を終わります。

続いて、「Ⅱ 市長就任 1 年目の政策公約取組状況に関する評価」についてです。総括評価の内容を固める前に、まずは各重点施策の個別評価について記載内容を固めた方がよいかと思っておりますので、ページは前後しますが、先に、11 ページから 29 ページに記載の「44 の重点施策の個別評価及び意見」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

それでは、総括評価の審議に入る前に、先に 44 の重点施策の評価と意見についての記載内容を審議いただきたいと思っておりますので、ページの順番は前後しますが、11 ページ「2. 44 の重点施策の個別評価及び意見」について説明します。ここから 29 ページにかけては、政策 1 から政策 9 の順に、重点施策ごとに、その名称と内容、前回の委員会で決定した評価区分、評価の理由、前回委員から出された御意見、対応する事業の名称を表にまとめております。前回の委員会における審議結果をまとめたものでございますので、今回は、前回の委員会において、事務局の評価案に対して委員会における評価が変更となった施策と、委員の皆様からの御意見が提出された施策について御説明し、御確認いただきたいと思っております。

まずは、事務局の評価案から変更となった 2 施策について御説明します。17 ページを御覧ください。政策 3 の重点施策 3-3「デジタル推進室の設置」でございますが、こちらについては、事務局においてはデジタル推進室の設置がなされているため「達成できている」として評価案をお示ししましたが、委員会において、重点施策の内容に掲げている「行政・市民生活のデジタル化を加速させ、効率的かつ安全・安心な行政サービスの提供」という観点で見ると、デジタル推進室の設置だけが目的ではなく、具体的な取組もなされる必要があるとの御指摘があり、評価を「一部達成できている」に変更したものでございます。

続いて、2 つ目ですが、29 ページを御覧ください。政策 9 の重点施策 9-4「市民向けアプリ開発による市民満足度の向上と意見聴取による市政の改善」でございますが、こちらについては、事務局においては、7 月末時点ではアプリの運用開始に至っていないため、「達成できていない」として評価案をお示ししましたが、委員会において、子育て支援アプリの導入作業は完了し、運用開始日も決まっているため、「一部達成できている」の評価に変更すべきとの御指摘があり、変更となったものです。評価が変更となった 2 施策の説明は以上です。

次に、委員会において出された施策への御意見について説明いたします。事前意見と当日の意見、合わせて 16 の御意見をいただきました。なお、御意見を評価書へ記載するに当たり、意味が変わらない程度に、語尾の統一等若干の修正をしておりますので、委員の御発言の意図に合った記載になっているか、御確認いただければと存じます。

まず、11 ページを御覧ください。政策 1 の重点施策 1-1「医療提供体制の充実・強化」ですが、「新型コロナ感染症対策について、独り暮らしや自家用車のない世帯に対する検

査や治療、罹患後の後遺症に悩む方へのフォローなど、更なる充実が必要である。」との意見がありました。

次に 15 ページを御覧ください。政策 2 の重点施策 2-5「産業インフラの充実と企業誘致」ですが、「八戸北インター第 2 工業団地の整備について、整備完了後に着実に利用されるよう、積極的なトップセールスが必要である。」との意見がありました。

次に 17 ページを御覧ください。政策 3 の重点施策 3-2「グリーン・循環型社会の実現」ですが、「風力やソーラー発電などの再生可能エネルギーの導入は、自然環境や景観への影響を考慮しつつ、将来の老朽化による撤去までを含めた事業として、慎重に対処していく必要がある。」との意見がありました。

その下、重点施策 3-3「デジタル推進室の設置」ですが、「行政・市民生活のデジタル化について、市民の利便性向上のため早急に進めるとともに、災害時の停電など不測の事態を視野に入れた取組を行う必要がある。」「行政のデジタル化に当たっては、具体的な取組を推進するためKPIを設定し進めて行く必要がある。」との 2 つの意見がありました。

次に 18 ページを御覧ください。政策 4 の重点施策 4-3「イベントや会議の誘致と八戸市の魅力発信」ですが、「イベントや会議の誘致について、多くの会議室があり大規模な学会等を開催できる施設とコンベンション開催をコーディネートする機能の充実が必要である。」との意見がありました。

次に 21 ページを御覧ください。政策 5 の重点施策 5-5「防災危機管理部門の強化」ですが、「防災・危機管理部門の強化について、近年、溜め池の氾濫など想定外の災害が起きていることから、地域の特性を踏まえ、避難計画や防災マニュアルの見直しを随時実施する必要がある。」との意見がありました。

次に 22 ページを御覧ください。政策 6 の重点施策 6-1「子どもや子育て世代にやさしい子どもファースト事業の推進」ですが、「子どもファースト事業」の一つとして、小・中学校校舎の雨漏り補修を早急を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対策として教室に換気設備を設ける必要がある。」「小・中学校の施設・設備の補修について、校舎内の補修に加え、子どもたちが学校に行きたいと思えるよう、外壁にきれいな色彩を採用する必要がある。」「こどもの国について、幼児から小学校低学年までが遊べる大型遊具を整備するとともに、展示動物についても種類を増やすなど、こどもの国に相応しい環境を整備する必要がある。」との 3 つの意見がありました。

次に 23 ページを御覧ください。重点施策 6-3「未来の八戸を担う子どもたちの学びを支える」ですが、「GIGAスクール構想の推進について、各家庭でのタブレット端末使用時の通信料に係る経済的支援が必要である。」との意見がありました。

その下、重点施策 6-4「子ども食堂の支援」ですが、「子ども食堂について、住民税非課税世帯など真に支援を必要とする世帯に支援の手が届くよう、行政と地域が連携する仕組みづくりが必要である。」との意見がありました。

次に 26 ページを御覧ください。重点施策 8-3「空き家の適正管理と利活用の促進」ですが、「空き家の利活用の促進について、人口減少の進行に伴い、空き家の利活用ではな

く、空き家解体のニーズが増えてきているため、空き家解体に係る支援の方策を検討する必要がある。」との意見がありました。

次に 27 ページを御覧ください。重点施策 8-4 「市長との公民館サロン」の開設」ですが、「市長との公民館サロンについて、若者や子育て世代の方が参加しやすい運用とともに、1 年間の開催実績や意見交換のテーマ等を市民に周知する必要がある。」との意見がありました。

次に 28 ページを御覧ください。重点施策 9-1 「大型公共施設の有効利用による費用対効果の向上」ですが、「公共施設マネジメントの推進について、430 の施設カルテの更新が完了していることから、大型公共施設を抽出し、維持管理コストと財源の見通しを早急に公表する必要がある。」との意見がありました。

その下、重点施策 9-2 「行政改革と市民サービスの質の向上」ですが、「市長と市職員の意見交換について、既に実施している市長の講話に加えて、職員の培ってきた経験や思いを市長に伝える機会を設ける必要がある。」との意見がありました。

以上が、前回の委員会において出された御意見でございます。

これで、「2. 44 の重点施策の個別評価及び意見」についての説明を終わります。

◎委員長：

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、何か御意見・御質問はございませんか。

○B 委員：

18 ページの 4-3 なのですが、「イベントや会議の誘致について、多くの会議室があり大規模な学会等を開催できる施設とコンベンション開催をコーディネートする機能の充実が必要である」とありますが、コンベンション開催というのはなんのでしょうか。

○事務局：

コンベンションというのは、大きな会議とか学会とかそういったものです。

○B 委員：

食事する場所と施設との関連に関する意見がとても印象に残っているのですが、その記載がなかったのが気になりました。東京の国際フォーラムのようなところだとお昼に食事もできるからよいのですが。

○事務局：

委員会の時に出たのは、会場とコンベンションの開催をどうマッチングするか、コーディネートするかという御意見でしたので、このような記載となっております。1 つ例として八食センターの近くの施設の話が少し出ていましたけれども、あくまでメインの御意見としては会場と会議の開催に関するコーディネートということでしたので、このような表現にしておりました。

○A 委員：

12 ページの 1-4 ですが、評価理由のところ「一方、プレミアム商品券、観光おもてなしクーポンの発行は未実施で、準備・検討段階である」とありますが、プレミアム商品券は既に実施することで進んでいて、近々商品券の引換券が皆さんに配られるという段階になっています。そのような状況ですので、「未実施」という段階ではないと思います。

○事務局：

この評価書は 7 月末までの取組状況をもとに作成しておりますが、それを踏まえても修正すべきということであれば、委員の皆さんの御意見をもとに修正することはできません。

○A委員：

事業として見通しが立っているので、よい方の評価でよいのではないかなと思います。

○事務局：

評価自体は、「一部達成できている」で変わらないですけれども。

○F委員：

「未実施」という表現を削除して、「発行については、準備・検討段階である」とすればよいのではないでしょうか。

◎委員長：

皆さんいかがでしょうか。

« 「よろしいと思います」の声 »

他に御意見・御質問はございませんか。それでは、以上で「44 の重点施策の個別評価及び意見」についての審議を終わります。

最後に、9 ページから 10 ページに記載の「総括評価」についてです。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

それでは「総括評価」について御説明しますので、9 ページを御覧ください。まず、文章の構成について説明します。9 ページの 2 行目から 9 行目にかけて、まずは 44 の重点施策について、評価区分に沿った評価結果を文章と集計表で記載しております。その次、10 行目から 12 行目にかけては、政策 1 から政策 9 までの各政策の評価結果を記載しております。その次、13 行目から 17 行目にかけては、政策公約の総合的かつ定性的な総括評価として、「市長任期 1 年目の政策公約は一部達成できており、公約の達成に向け着実に取組が進められている」と記載しております。こちらについては、前回の委員会で、政策公約全体の取組状況を総合的・定性的に評価し「一部達成できている」と決定しましたのでその旨を記載するとともに、さらに、より市の取組状況が市民に分かりやすく伝わる表現での総括評価とする観点から、取組状況をより定性的に評価し、「政策公約は

一部達成できており、公約の達成に向け着実に取組が進められている」としたものです。

10 ページを御覧ください。一番上に、9 つの政策及び政策公約全体について、評価結果をまとめた表を記載しています。3 行目から 14 行目にかけては、各施策や取組で特に評価できる事項について記載しております。15 行目から 19 行目にかけては、達成度、進捗度とも評価結果が低かった施策を示し、今後の進め方に対する意見を記載しております。20 行目から 23 行目にかけて、「一部達成できている」施策及び「達成できている」施策について、今後の進め方に対する意見を記載しています。24 行目から 25 行目にかけては、総括意見の結びを記載しています。それでは、記載されている文章を読み上げますので、記載内容が適切かどうか御確認願います。9 ページを御覧ください。

市長任期 1 年目の全 44 の重点施策について、関連する公約対応事業の令和 4 年 7 月末までの取組状況を基に個別に評価した結果、達成度については「達成できている」が 9 施策、「一部達成できている」が 28 施策、「達成できていない」が 7 施策であった。

また、「達成できていない」7 施策の進捗度による評価の結果は、「順調に進んでいる」が 3 施策、「あまり進んでいない」が 4 施策、「未着手」はなしであった。

これら重点施策の個別評価の結果を 9 つの政策毎に見ると、いずれの政策も半数以上が「達成できている」、もしくは「一部達成できている」となっていることから、政策 1 から政策 9 はいずれも「一部達成できている」と評価した。

当委員会としては、市長就任から令和 4 年 7 月末までの約 8 か月という短い期間にもかかわらず、44 の重点施策の全てに着手され、その多くが達成または一部達成であったことから、コロナ禍という難しい市政運営が求められる中で、「市長任期 1 年目の政策公約は一部達成できており、公約の達成に向け取組が着実に進められている」と評価を総括した。

各政策の中でも、政策 1「迅速かつ適切な新型コロナ対策」において、就任間もない令和 3 年 12 月の「新型コロナウイルス感染症危機管理マニュアル」策定や、迅速なワクチン接種を進めるなど、さまざまな感染拡大防止対策に取り組んできたほか、経済対策についてもプレミアム食事券の発行や商業団体等販売促進事業など、社会経済活動を取り戻すための取組を進めたことで、7 つの重点施策のうち 4 つの施策で「達成できている」、3 つの施策で「一部達成できている」と評価したところであり、他の施策よりも進捗状況が進んでいる。このことは熊谷市長が市長就任以来、最優先課題として新型コロナウイルス対策に取り組んできたことの現われであり、十分に評価できるものである。

このほか、政策公約に掲げられた新たな取組のうち、「八戸水産アカデミー」や「まちの魅力創生ネットワーク会議」、「市長との公民館サロン」については、市民が市政に直接関わる取組として、市政に対する理解と共感につながるものと考えられ、市長が目指す「市民との対話」を重視した市政運営が早々に実施されている点も高く評価できる。

一方で、44 の重点施策の評価において、達成度が「達成できていない」7 施策のうち、進捗度が「あまり進んでいない」となった、「グリーン・循環型社会の実現」、「子ども食堂の支援」、「(仮称) キャリア教育講座の設置」、「民間企業との交流推進」の 4 施策については、任期内の公約実現に向け、早期に実施方針を定め、具体的な取組内容を決定す

るよう進めていただきたい。

また、今回「一部達成できている」と評価した施策については、引き続き対応事業の進捗を図ることで、「達成できている」への着実な移行を図るとともに、既に「達成できている」施策についても、引き続き対応事業の充実に努め、より多くの成果が得られるよう取り組んでいただきたい。

当委員会の評価を踏まえ、任期 2 年目においても、市長が政策公約に掲げた「さらなる元気な八戸」の実現に向け、取組を進めていくことを期待する。

以上で「1. 総括評価」についての説明を終わります。

◎委員長：

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、何か御意見・御質問はございませんか。

○B委員：

9 ページの 15 行目から 17 行目の下線は付けるのですか。

○事務局：

付ける方向で考えておりました。

○B委員：

ない方がよいと思います。取っていただいたほうが全体を読んでいただけたらと思います。下線があると、ここだけ読んで終わりになってしまうと思います。

◎委員長：

皆さんいかがでしょうか。

« 「よろしいと思います」の声 »

他に御意見・御質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、以上で「総括評価」についての審議を終わります。

これもちまして、「市長任期 1 年目の政策公約評価書」のとりまとめについての審議を終わります。

◎委員長：

では、事務局はただいまの内容を踏まえて、意見書の案と評価書の案の修正をお願いいたします。なお、今後新たな追加、修正事項がありましたら、明日までに事務局へ御連絡いただければと思います。また、いただいた意見を反映させた最終案につきましては、よろしければ最終的な調整を私と副委員長に一任していただき、完成という流れにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

« 「よろしいと思います」の声 »

○事務局：

意見書と評価書の修正内容につきましては、事務局で修正案を作成し、正・副委員長に確認いただいたうえで、後ほど、確認の意味で改めて皆様にもお送りいたしますので、よろしくお願ひします。

◎委員長：

では、以上で、令和4年度第7次八戸市総合計画意見書（案）と、市長任期1年目政策公約評価書（案）の修正内容の確認を終わります。

【5. その他】

◎委員長：

次に、その他として、事務局から何かありますか。

○事務局：

それでは、はじめに意見書及び評価書の提出や、提出後の流れについて御説明いたします。本日御確認いただきました意見書と評価書につきましては、最終的な調整は委員長と副委員長に一任ということで皆さまから御了解をいただきましたので、本日皆様よりいただいた意見等を踏まえて修正したものを委員長と副委員長に確認していただき、完成という流れで進めてまいります。

完成した意見書と評価書の市長への提出は、9月30日（金）11時から、本館2階秘書課内の市長室で行います。本日、出欠に関する連絡票をお席にお配りしておりますので、出欠について御記入をお願いします。なお、当日は10分前までに本館2階の秘書課にお集まりいただきますようお願いいたします。

また、意見書と評価書を提出していただいた後の流れでございますが、提出していただいた意見書と評価書の内容を事業に反映するために、庁内で情報共有し、各担当課において新規事業の立案や既存事業の見直し等の検討をいたします。次に、各担当課による検討結果を政策推進課で審査し、審査結果を各担当課及び財政課に通知いたします。その後、政策推進課の審査結果を踏まえ、来年度の当初予算編成作業が行われます。以上が意見書と評価書提出後の大まかな流れとなります。

続きまして、委員の皆さまの任期についてでございますが、皆様の任期は今年の10月18日までとなっております。また、委員会の会議は本日が最後の開催となっております。皆さまには、これまで熱心に御議論いただきまして、大変ありがとうございました。事務局からの説明は以上となります。

◎委員長：

ありがとうございました。それでは、本日取りまとめた意見書と評価書を9月30日に、熊谷市長に提出することといたします。

それでは、本日が最後の委員会ということですので、各委員の皆様からこれまでの審議内容を振り返って一言御感想をいただきたいと思ひます。

《 各委員の感想 》

◎委員長：

ありがとうございました。最後に、私からも一言申し上げます。

《 委員長の感想 》

それでは、以上で議事を終了し、進行を司会の方へお返しします。

【6. 閉会】

○事務局：

ありがとうございました。それでは、最後に部長の中村から、事務局を代表して挨拶を申し上げます。

《 中村部長挨拶 》

それでは、これをもちまして、「令和4年度第6回八戸市総合計画等推進市民委員会」を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。